



第117号

2022年10月19日

◆ 発行 ◆

名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



岐阜県飛騨市でサービス付き高齢者向け住宅やデイサービスを運営する会社を営む青山和弘さん（55歳）。会社を設立した直後の2015年5月に腹膜中皮腫を発症し手術を受けました。

（2022年8月27日飛騨市内 関連記事 P2～P6）

117号目次

- ✍ 全国、どこもやらんようなデイサービスを発信したい
会社を設立してすぐ腹膜中皮腫の手術をした青山和弘さん P2～P6
- ✍ 「このごろ、思うこと」 P7～P8
- ✍ 岐阜労働基準監督署がじん肺患者の他傷病入院期間の休業補償を不支給
決定 審査請求で原処分が取り消し P8～P10
- ✍ 職場のメンタルヘルス・ハラスメントほっとライン P10～P11
- ✍ 嘉門達夫さんがMASSAへ来店 P11
- ✍ 事務局新任挨拶 P12
- ✍ 事務局からのお知らせ P12

全国、どこもやらんようなデイサービスを発信したい

会社を設立してすぐ腹膜中皮腫の手術をした青山和弘さん



岐阜県飛騨市でサービス付き高齢者向け住宅や通所型デイサービスなどの事業を運営している株式会社ななほし社長の青山和弘さん（55歳）は、会社を設立した直後の2015年5月、高齢者向け住宅の建設に必要な資金1億円を金融機関から借り入れる直前に悪性腹膜中皮腫を発症し、手術を受けました。青山さんが会社を創業してから7年半経ち、借り入れはやっと三分の一まで減りました。青山さんは、借り入れを払い終える頃には、自身がサービス付き高齢者向け住宅に入ることになるかなと想像しています。一方で、借り入れが半分を切った段階で、もう一棟、サービス付き高齢者向け住宅を建てたいとも考えています。

青山さんは19歳の時に福祉職員として働き始め、独立前に岐阜県内2か所の特別養護老人ホームで勤めていました。青山さんに会社を設立したいと思った理由を訊ねると、「飛騨市全体を元気にするため、介護予防の施設を立ち上げたかった」という答えが返ってきました。デイサービス（通所介護）は、要介護認定を受けた利用者が日帰りで通う介護事業所です。入浴、排せつ、食事等の介護を受けたり、身体機能の維持・向上を目指し、機能訓練をしたり、他者との交流を通して社会的孤立感の解消や認知症予防を図ります。青山さんは、介護目的と予防目的の利用者が一緒にやっているデイサービスにおいては、配置できるスタッフの人数の関係で、どうしても要介護度が重い利用者にサービスの重点が置かれてしまう状況を勤務職員時代目の当たりにしてきました。予防目的の利用者がデイサービスに来て、スタッフが介護度の重い利用者にかかりっきりになってしまうことから、おしゃべりだけして帰ることになったり、40人程の利用者を時間内にお風呂に入れる入浴においても、スタッフの人数の関係で流れ作業になってしまい、自分で入浴をすることが出来る予防目的の利用者を、スタッフが介護目的の利用者と同じように介助してしまい、どんどん介護が必要な状態になってしまったことがありました。そんな中で青山さんは、予防のための施設の必要性を徐々に考えるようになっていきました。

青山さんの経営する株式会社ななほしは、2016年にサービス付き高齢者向け住宅まごの手をオープンし、現在では、利用者が1日を過ごす地域密着型通所介護まごの手、介護予防を目的とした基準緩和型通所介護まごの手も運営しています。基準緩和型通所介護まごの手の利用時間は、午前2時間、午後2時間、夕方1時間の3部構成で、それぞれの時間帯に利用者がデイサービスにきて、入浴をしたり、体操をしたり、買い物をして帰ります。この他、飛騨市古川地区では、居宅介護支援事業所まごの手古川ステーションななほしを設け、ケアマネージャーによる居宅介護支援を行い、神岡地区では、相談支援員による身体障がい者の相談業務を始めています。家事援助を中心としたヘルパー派遣も飛騨市古川地区と神岡地区で行うなど、ななほしは、事業を少しずつ拡大してきました。高齢者を対象としたサービスは、高齢者人口の減少とともに数年後には需要が減ると見越しており、青山さんは身体障がい者向けの事業にシフトしていくとも考えています。

ななほしの施設には、それぞれまごの手という名称がつけられていますが、これには、かゆいところに手が届くサービスを行う施設でありたいという願いが込められています。ななほしの従業員はパートさんを中心に50人程。常勤は青山さんら役員2人を入れて4人のみです。介護の世界はマンパワーが不足しがちですが、青山さんは、60歳を過ぎ第一線を退いた後、社会貢献をしたい、もう少し働きたいと希望している人たちをターゲットにして職

員を集めたことから、職員不足にはなっていません。職員には、週1回のみ勤務や、午前または午後のみ勤務など、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方をしてもらっており、勤務シフト作りは細かくて大変ですが、青山さんは楽しんでやっているということでした。ななほしでは、職員一人ひとりに目配り・気配り・心配りといった気持ちを大切することを求めています。会社の名称であるななほしは、日の良く当たる葉っぱに付着する習性のあるナナホシテントウが、太陽に向かって真っすぐ飛んでいくように、会社も目標に向かっていきたいという願いを込めてつけたということでした。

今回のインタビューでは青山さんから、現在考えている事業構想をいくつか聞くことができました。一つは、ペットがいるためデイサービスに来ることが出来ない人々の為のペット同伴可のデイサービスを作ることです。ペット同伴可のデイサービスでは、ペット同伴で来てもらい、愛犬をドッグランで遊ばせたり、派遣されてきたトリマーに愛犬のシャンプーをしてもらっている間に、利用者は入浴したり、体操をしたりして過ごします。青山さんは、普通のデイサービスには魅力を感じておらず、ありきたりのデイサービスはしたくないと考えており、「全国、どこもやらんようなデイ（サービス）を発信したい」という意欲を持っています。利用者に来てもらえるようなデイサービスを考えると、必然的に他でやっていないデイサービスの形になると考えており、ペット同伴のデイサービスは全国的にも例がなく、先駆的な事業になると予想しています。今年7月、青山さんは自己資金を使い、民家をリフォームして新たに基準緩和型デイサービスの施設を造りました。新たな施設では現在、週3日、介護予防の為の基準緩和型デイサービスが行われており、ペット同伴のデイサービスは介護予防のデイサービスを行っていない日に出来ると考えています。この他、最近、飛騨市古川地区に出来たネコパブリックの場所を借りて週2、3、回程度、ペットが飼えないお年寄りのためのデイサービスを開設することや、障がい者とお年寄りの作業所(内職)のようなデイサービスの開設など青山さんの頭の中には様々なアイデアが詰まっています。基準緩和型のデイサービスは、介護保険制度を利用しながら、しがらみなく自由に様々なサービスを提供することが出来るということでした。青山さんはまごの手を大きくしたい、将来的には福祉にとらわれず、いろんな分野で事業が出来るとういと考えているようで、ななほしは補助や税の減免を受けることが出来るNPO法人でなく、株式会社として設立しました。

青山さんは、1967年7月22日に岐阜県各務原市で繊維関係の仕事に従事する両親の元に生まれました。1986年4月、岐阜市内の高校を卒業した後、安定した企業に勤め両親を安心させるためと、一度は大企業に勤務する経験をしたことから、愛知県内のアイシン精機の工場に就職しました。ただし、変わった仕事をしたいと考えていた青山さんは、100万円を貯金したらアイシン精機を退職することを就職時から決めていました。アイシン精機では、自動車のブレーキのマスターシリンダーの組み立て作業に従事しました。作業は、筒状の部品に、機械油を噴霧してスプリングと円筒状の部品を入れていく作業で、機械油のため肌はかぶれました。所定労働時間は、午前8時から午後5時まででしたが、2交代で働き、月の残業時間が100時間程あるうえ、夏と冬のボーナスも支給されたことから、入社8か月で目標の100万円を貯金することができ、入社した年の12月に退職しました。

アイシン精機を退職後、岐阜に戻った青山さんは1987年7月、19歳の時に岐阜市内の特別養護老人ホームに就職しました。当時、介護施設で働く男性は稀で、就職した老人ホームでも、男性の採用は初めてということでした。当初、青山さんは出勤して、入居者と話をすればよい仕事だと思っていましたが、入社1週間でおむつ交換や入浴介助等の現場仕事に入っていました。当時は、布おむつを素手で洗っていた時代でした。

岐阜市内の特養に6年半勤務した後、1994年の年明け、岐阜市内の特養で一緒に働いていた女性と結婚し、婿入りすると同時に、岐阜県吉城郡神岡町（現在の飛騨市）に新た

に開設された特別養護老人ホームに生活相談員として就職しました。結婚は25歳の時、その後、3人の子宝に恵まれました。息子さん二人と娘さんは成人し、長男は名古屋市内で看護師として働き、長女と次男は飛騨市内で就職し一緒に生活しています。

神岡町の施設には21年間勤め、特養や通所介護、訪問介護、居宅介護支援での福祉業務に携わりました。ケアマネージャー等の資格を取得し、ヘルパー業務以外は何でもやり、最終的には施設の管理者になりました。神岡町の福祉基盤構築に大きく貢献し、将来は施設長にもなっていたかもしれませんが、27年間の福祉業務の中で青山さんは、介護予防に重点を置いたサービスを提供する事業がしたいという思いが膨らんでいました。2014年の暮れ、同じ施設に勤務していた9歳年下の現在の共同経営者の男性とともに、21年間勤務した社会福祉法人を退職し、翌年の2015年3月1日に株式会社ななほしを立ち上げ、仮の事務所を開設しました。その後、事業が軌道に乗って来たことにより、従業員が増え、新たな事業についても考えていかなければならないと思い、試行錯誤していますが、トップが楽しいと思っていないと職員もついてこない。職員も利用者も楽しんで事業をしていかないと会社は落ちぶれてしまうと感じています。現在も様々なアイデアを出し、新たな事業展開に前向きに取り組んでいるのは、会社を設立する前に、「やめたほうがいい、バカみたいや」と周囲から言われたことに対する反骨精神もあるということでした。

会社を設立して間もない2015年5月、青山さんは、お腹に痛みや張りを感じたことから、かかりつけの飛騨市民病院を受診したところ、血液検査とCT撮影が行われました。血液検査の結果、炎症反応の数値が高かったものの、腫瘍マーカーは正常でしたが、腹部CTで6、7個の腫瘍が見つかり、富山大学付属病院に転院となりました。

6月4日より富山大学付属病院に入院し、血液検査、PET検査、造影剤を入れながらのCT検査、小腸のパテンシーカプセル検査、胃カメラ、腫瘍の組織採取を含む大腸検査、前立腺カメラ等の検査を受けました。前立腺カメラは痛い検査でした。入院して中皮腫と分かるまで3週間程かかりましたが、途中、次男の中学校体育連盟の野球の試合を観戦するため1週間程外出しました。病理検査の結果を受けて、医師からは過去にアスベストを含む製品を扱う仕事に携わったことがあるかと聞かれましたが、手術をしないと最終的な確定診断は出来ないと伝えられました。青山さんは余命を聞きましたが、主治医の優しさからなのか、答えてくれませんでした。レントゲンに写った腫瘍は素人でも分かる程の大きさで、半年もつかなと思ったそうです。その後友人達から勧められ、石綿健康被害救済給付の申請を早い段階で環境再生保全機構に行いました。

検査の為富山大学付属病院に入院した当初青山さんは、どうせ自分は死ぬのだと思い、看護師さん達とは必要最小限しかしゃべりませんでした。そんな青山さんに対し看護師さん達は優しくたくさん話しかけてくれ、これではダメだと考えなおし、自分からしゃべりかけるようにしたところ、なぜか、看護師さん等病院のスタッフから個人的なことを相談されるようになってしまいました。相談の内容は、付き合っている恋人がいるがどうしたらよいかとか、仕事をやめたいがどうしたらよいかとか、院内の状況だったりしました。青山さんは、そういった相談に答えられる範囲で真面目に答えていました。またある時は、掃除に来ている男性から、離婚協議中だけれどどうしたらよいかという相談をされ、どこで妥協点を見つけるかとか、子供を引き取りたいのかというような話をしました。青山さんは、いびき等が聞こえると眠れなかったことから個室に入っており、職員達が相談しやすい環境にありましたが、どうして自分に複数の人達が相談してきたのかは分からないと言います。

青山さんは、最初の入院から病名が分かるまでが一番辛かったと言います。人前に出ると手が震え文字が書けないこともありましたが、対人恐怖症ではありませんでしたが、誰とも会いたくないと思い、鬱になる人の気持ちが分かる気がしました。体重も減り、病院通いが増

えたことから重病説が周囲の人々に広がり始め落ち込みました。周りの目が気になり、人と会いたくなかったことから、青山さんは自宅を出た後、川沿いの道路の待避所に車を止め、川のせせらぎとセミの鳴き音を聞きながら1日を過ごしていました。この頃、会社ではまだ本格的な業務は始まっていませんでした。

7月24日、富山大学付属病院で6時間半に及び手術を受けました。主治医は青山さんの症状をジスト（GIST：消化管間質腫瘍）に似ているとも言っていました。手術の結果、びまん性の上皮型腹膜中皮腫で、腫瘍が限局している日本ではまれな症例であることがわかりました。

手術により、大腸、直腸、結腸の2箇所を切除しました。切除は全体の4割に及びました。当初、腫瘍は6、7個と言われていましたが、執刀した医師からは、12個の腫瘍があり、肉眼で見えるものは全部切除し、その他の細かい腫瘍は吸引したと言われました。直腸の腫瘍や前立腺近くにあった腫瘍は場所が良かったことから上手く取ることができ、人工肛門や腎臓の摘出は避けることが出来ました。

術後執刀した医師は、Vサインをしながら病室に入ってきました。その姿を見て家族は手術の成功を確信しました。この時、青山さんは40度の高熱を出しガタガタ震え、麻酔が切れず朦朧とした意識の中、3人の子供の名前を呼びました。この直後、青山さんが講演でいつも話している事件が起きました。青山さんは、3人の子供の名前を呼んだ後、妻ではない女性の名前を呼びました。その時、妻はなぜ姪っ子の名前を呼ぶのか不思議に思い、長女と次男と一緒に、朦朧としている青山さんに「○○って何？」と突っ込みを入れたところ、その場にいた男性看護師が、女性の担当看護師の名前だと妙に慌てて言ったそうです。退院後、青山さんは心配をかけた妻に好きな物を買ってほしいとお金を渡しましたが、手術直後に妻の名前ではなく担当看護師の名前を言ってしまったことをお金で解決しようとしたと、今でも妻や子供達のネタにされ、からかわれているそうです。

手術後痛み止めが切れた後は、大変な痛みが襲い2日間は眠れませんでした。痛み止めは時間をあけなければ投与できなかったことから、青山さんは、痛みをこらえながら時間ばかり見ていました。手術の翌日からリハビリはすぐに始まり、看護師さんと病棟内を歩かされ、すぐ歩けたことから尿を溜めるバルーンは外されました。最初は10分程度しか歩けませんでした。少しずつ時間を伸ばしていきました。歩行訓練は朦朧とした頭で名前を呼んだ看護師さんや他の看護師さんで行いました。食事を始めたところ、腸炎になり再び絶食になったりもしました。8月11日に退院しましたが、腸間膜静脈に血栓が見つかったことから、血栓を小さくする治療の為8月17日に再入院し、点滴と投薬の治療を1週間受けました。手術で腫瘍を切除したことが、血栓ができた原因と説明を受けました。肺の血流の検査と腹部エコーで血栓が消滅したのを確認したため、抗がん剤治療が開始されることになりました。

主治医からは、細かい腫瘍は残っているが、抗がん剤で叩けるかもしれないと言われました。抗がん剤の奏効率は2、3割と伝えられましたが、手術中に切除した腫瘍の検体を東京に送った検査結果はアリムタ（ペメトレキセドナトリウム水和物）が若干効く程度の値でした。

青山さんは、腹膜中皮腫の手術を受けた後、3年前の2019年の秋まで、通算で60回を少し超える回数の抗がん剤治療を受けています。9月1日に1週間入院をして最初のアリムタとシスプラチンを投与する抗がん剤の併用療法が行われました。アリムタとシスプラチンによる治療は、通算で6回行われ、その後、3週間に1回、外来でアリムタ単剤を投与する治療を3年前まで続けました。当初、主治医と話し合った抗がん剤治療期間の目標は5年。抗がん剤の治療効果について、主治医からは効いているのかいないのか分からないと言われています。青山さんは、現在、3か月毎の血液検査と半年毎の造影剤を投与するCT検査を

定期的に受けていますが、再発は確認されていません。最近、造影CTは腎臓に負担がかかるのでこれからは単純CTにすることを伝えられました。富山大学付属病院の主治医は手術の時から変わっていません。

青山さんは抗がん剤が終わり気分的には楽になったと言います。他の人に比べると副作用は少なく、髪の毛が抜けたり、食欲がなくなったりすることはありませんでしたが、いくら副作用が少なかったとはいえ、アリムタ投与後は便秘と下痢を繰り返し、1回下痢になると半日はトイレに閉じこもらなければなりません。デイサービスの送迎の時は、おむつをしてハイエースを運転していました。抗がん剤の治療中、腎臓の数値は抗がん剤治療が出来るギリギリを維持している状態でした。

抗がん剤治療が始まってすぐ、9月半ばに12人が入居することができるサービス付き高齢者向け住宅とデイサービスが一体となった建物の着工式が行われました。青山さんは、入院中であっても、建設会社とはやり取りをしていました。5月末に青山さんに腹膜中皮腫が見つかり、入院して検査、手術を受けた期間は、サービス付き高齢者向け住宅の建築計画や銀行からの融資が決定される時期と重なりました。ななほしを共に設立した、9歳年下で、青山さんが独立前に勤めていた社会福祉法人の元同僚には、関係者から「本当に出来るんか」と相当なプレッシャーがかけられていましたが、元同僚は「治るんや、出来るんや」と言い続けてくれていました。青山さんは、「彼は陰で動いてくれるタイプ。自分一人ではここまで来られなかった」と言います。不安ばかりで身体はよたよたな状態でしたが、手術が出来たことにより希望が持っており、後はなるようになると思っていました。家族が普通に接してくれていたこともありがたいことでした。今でも時折、再発の事を考えることもありますが、なったらなった時に考えるスタンスで、今出来ることを淡々とやろうと考えています。

2016年4月、サービス付き高齢者向け住宅まごの手の竣工式の挨拶で青山さんは、飛騨市長や近隣の人々に対して会社設立からのことを話し、自身が中皮腫患者であることも話しました。職員、利用者にも「いつどうなるか分からない。迷惑かけると思うよ」と話しました。皆、コメントしづらいのか頑張っってよという感じでしたが、青山さんは、関係者に病気について話したことで楽になったと感じました。嘘をつくわけにはいかないとずっと考えていました。青山さんの経営するサービス付き高齢者向け住宅は、健康で自立した生活が出来る高齢者が入居するタイプですが、この頃は、まだ、満室になっておらず、仕事も送迎と宿直等で、日中しんどい時は、少し休むことが出来ました。デイサービスのスタートはサービス付き高齢者向け住宅の竣工1年後でした。

青山さんは、高校を卒業した後、動物関係の仕事をしたかったと考えることがありました。これまで、犬を飼ったことはなく、欲しくてもなかなか決断できませんでしたが、これ程長生きできるとは思っていなかったことから、やれることはやろうと思い、4年前から念願だった雄の柴犬を飼い始めました。柴犬は、『むく』と名付け家の中で飼っています。毎朝5時半に起床し、6時頃にむくを連れて1時間程近所に散歩に出かけます。7時に朝食を取り出勤し、就寝は夜10時という規則正しい生活となり、青山さんもここまで犬中心の生活になるとは思っていませんでした。むくは青山さんの言うことをなかなか聞いてくれませんが、青山さんが帰宅するととても喜んでくれます。青山さんはむくに癒され、規則正しい生活を送ることで体調は良く、飼ってよかったと思っています。犬は12、3年生きます。今、青山さんは、むくを看取るくらいまで長生きすることを目標にしています。

(事務局 成田 博厚)



☆「このごろ、思うこと」

ユネスコの無形文化遺産に登録された「協同組合」の理念・原則である公正・平等・連帯・民主主義、正直・公開・他者への配慮などと真逆の政治家の国葬が挙行されたことに憤ります



アスベスト問題で一緒にいる労職研の成田さんから何か書けと依頼されました。

労災職業問題に取り組む皆さんに敬意を表します。私もその活動の一端に加わりつつ、本業の高齢協の事業・運動（福祉・生きがい・仕事おこし）を続けています。（＊１、２）

（１） おかしいなあ何か変だ、被害者が救われない～司法を市民の手で

学生時代から新潟水俣病事件に関わり、被害者らと企業や行政・医学などの責任を追及してきましたが、人類初の水俣病発生から半世紀以上経過した今なお、多数の被害者が放置され幾多の裁判が行われている現状に驚きます。

原発や原爆の被害者も、この間の優生保護法の人権侵害訴訟もそうですが、それらは全部、官に裁いてもらっています。～これを変えたらどうか！

長年の被害者や支援者らの運動が切り拓いた成果で、水俣病の医学・診断の在り方が徹底的に批判されたため、今や神経内科医らの中からは被告の国や企業側証人になる医師はほとんどいない。そこで、最近はどうしようもない医者が出てくる。新潟裁判で被告側証人は某大学の教授でしたが、この証人は、原告側医師の診断書を否定した。それで、原告側弁護士がその医者に尋問した。

「あなたは、水俣病の患者を診察したことあるんですか」

すると「１人も診察したことがない」と答える。

「じゃあ、どうして原告が水俣病でないと言えるのか」と聞くと、

「それだけわかる」と。

そして、裁判長はその証言を採用して、原告は水俣病でないという判決をしたのです。原告を診断した医師は50年近く水俣病患者を診ている主治医ですが、その証言は採用しない。このようなことは、例えば今後、原発震災事件の住民・被害者の事件の時に、今の司法制度が続くなら全く同じことが繰り返されると思います。（＊３）

（２） 雇用労働では、はたらく人が救われない～労働者協同組合法・施行元年

近年「働き方改革」と言われていますね。でも政府が言っているのは「働かせ方改革」「働かせられ方改革」だと思います。本当の働き方改革というのは、自分たちに主導権がないと、つまりイニシアティブを取れる職場でないと働き方なんて自分たちで決めることはできないわけですから、形容矛盾があると思います。私たちが自分で働き方を考える、自分の頭で考えることが大事。つまり市民が自立した意識で自分たちの地域あるいは職場の自治をどうい

うふうに形成するか、ということになってくる。

それに対して、当然、外から圧力がかかってきて、そういう経営に対して非常に厳しくなってくる可能性があると思う。ですから、そのためにも協同組合は横に連帯し、協同組合陣営全体で守ろうとしなければならない。（市民運動も広く大きく協同連帯しよう。）

そのためには、そのためだけじゃないけれど、常に資金の問題は苦しいわけだから、市民バンク的なもの、協同組合金融が絶対必要だと思っています。事業経営だけでなく法人組織の運営などについても、学習・研修したりしてやり方を共有し相互支援できるセンターが地域にあればいい。そのような場であれば真の「働き方改革」の話ができると思います。

もう一つは、せっかく法律（労働者協同組合法）ができて、今年10月施行の法律ですけれども、自分たちで起業するということころまではそう簡単にはいかないと思います。だから、社会的連帯経済あるいは社会的企業や働き方について学ぶ協同組合学校が必要になると思っています。これから動き出そうとしています。（*4）

私たち市民には力がある、そのことを確信し自信を持って社会運動を推進しよう！
市民の力で社会を動かし制度をつくる。運動や制度が市民を成長させ、歴史を発展させる。

（*1）ささえあい生協

<http://www.sasaeai-coop.com/>

（*2）日本高齢協連合会

<http://koreikyo.jp/>

（*3）「民事陪審裁判が日本を変える～

沖縄に民事陪審裁判があった時代からの考察」

（日本評論社。陪審裁判を考える会 編）

<https://www.nippsy.co.jp/shop/book/8294.html>

（*4）労働者協同組合法

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/about>

（ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 理事長 高見 優）



★岐阜労働基準監督署がじん肺患者の他傷病入院期間の

休業補償を不支給決定 審査請求で原処分が取り消し



アスベスト肺（石綿肺）とじん肺合併症の続発性気管支炎で療養中の労職研会員の男性が、岐阜労働基準監督署に119日分の休業補償の請求をしたところ、肺炎及び前立腺がんの治療のため入院をしていた55日間については、じん肺と続発性気管支炎の療養管理が無かったとの理由で不支給とされてしまう事案が発生しました（図1）。男性と息子さんが岐阜労働局に審査請求したところ、今年7月5日付けで原処分が取り消され、入院をしていた55日間の休業補償が支給されることになりました。

岐阜県羽島市在住の会員の渡邊さん（91歳）は、昭和37年1月から平成3年3月までニチアス羽島工場の倉庫業務に従事し、製品の原料として使用されていた麻袋に入ったアスベストの荷下ろしや各製造部署への配送、アスベスト含有製品の梱包や発送作業でアスベストにばく露しました。杉浦医院でじん肺の検査を行ったうえで、岐阜労働局にじん肺管理区分決定申請を行ったところ、平成31年1月にじん肺管理区分管理2、かかっている合併症の名称続発性気管支炎の決定を受け、それ以来、地元の羽島市民病院に通院し労災で療養を続けてきました。

昨年、7月1日から8月24日までの55日間、渡邊さんは、前立腺がんと肺炎の治療の為、じん肺の治療で通院してきた羽島市民病院に入院しました。退院後、8月下旬に6月1日から7月31日までの期間のじん肺に係る休業補償給付請求書（様式第8号）を岐阜労働基準監督署に提出し、さらに10月初旬に8月1日から9月27日までの期間のじん肺の休業補償給付請求書（様式第8号）を同労働基準監督署に提出しました。10月21日、岐阜労働基準監督署は、渡邊さんが前立腺がんなどで入院していた55日間を除く期間についての休業補償給付の支給を決定しました。入院期間については、じん肺に係る受診がなかったことから、じん肺の療養管理が行われなかったとされ休業補償給付は不支給とされました。そして、この処分に怒った渡邊さんの息子さんが代理人となり、入院期間中の休業補償の支給を求め、岐阜労働局に審査請求を行いました。

羽島市民病院入院前の渡邊さんのじん肺に係る受診は5月31日で、慢性気管支炎に対する去痰薬のムコソルバンL錠45mgが1日1回の内服で処方されました。退院後の受診は5月31日から4か月後の9月27日でした。岐阜労働基準監督署は、渡邊さんが休業補償を請求した6月1日から9月27日までの期間でのじん肺に係る受診は1日のみと判断しました。じん肺の主治医は、渡邊さんの入院期間55日間を含むこの休業補償請求期間の全期間について「石綿によるじん肺症、続発性気管支炎」の療養のため労働することが出来ないと証明をしました。ところが、主治医が岐阜労働基準監督署に提出した意見書では、「7月1日から8月24日については肺炎、前立腺がんで入院し労働不可」と述べ、さらに、入院期間におけるじん肺の治療については、「前立腺がん及び腫瘍熱に対し泌尿器科にて内分泌療法（ホルモン療法）が施行されており、同入院期間において労災傷病（じん肺）に係る治療は行われていない」と述べたことから、渡邊さんの入院期間については、じん肺とは関係のない私病の療養期間とされ休業補償が不支給とされました。

渡邊さんがじん肺の続発性気管支炎の治療のために内服している去痰薬が、入院期間中にも処方されていましたが、このことについて主治医は、「入院中の去痰剤は肺炎治療の一環です」としていました。なお、入院期間中に処方された去痰薬は普段内服しているムコソルバンL錠45mgでなく、アンブロキシソール塩酸塩錠15mgでした。

審査請求において、請求人の渡邊さんと代理人の息子さんは、入院中も渡邊さんが去痰薬を内服していたことや、前立腺がんや肺炎などの治療に当たった医師が、じん肺の主治医からのアドバイスや指示を参考として聞いたことなどを主張しました。

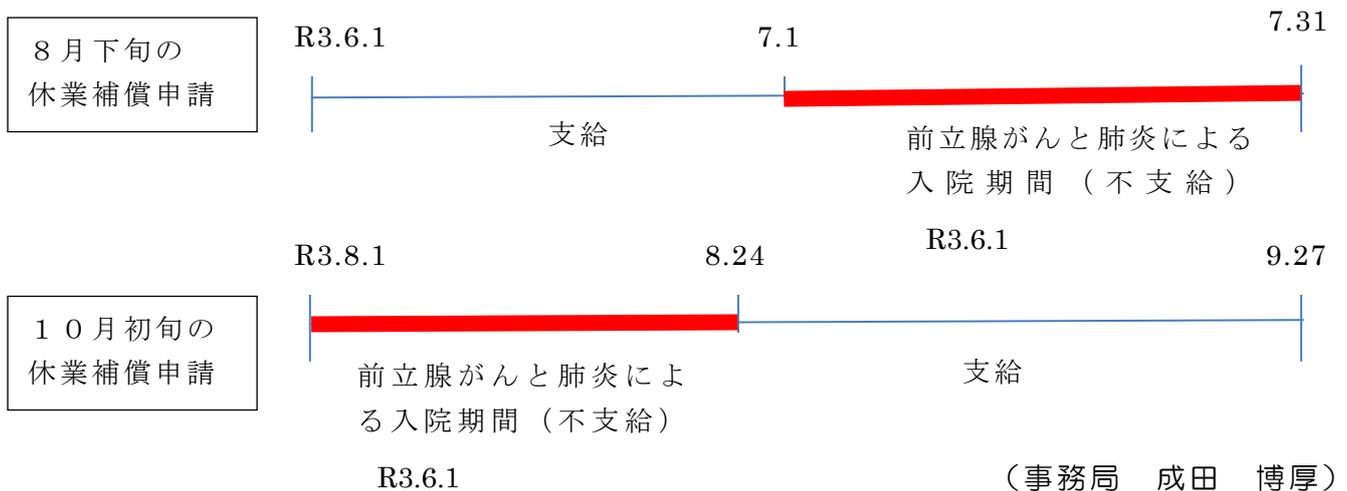
審査請求において、代理人の息子さんから意見を求められた筆者は、羽島市民病院では電子カルテが使用されており、同院内であれば、全ての医師が請求人の診療録などの情報を共有し見ることが出来ることから、前立腺がんや肺炎の治療のあたっていた医師も、請求人がじん肺症及び続発性気管支炎に罹患し、同院において治療を受け続けていたことを知ったうえで、入院期間中の渡邊さんの治療に当たっていたと言うことが出来、主治医意見書に肺炎の治療で去痰剤を使用したと回答していたとしても、主治医が渡邊さんのじん肺症及び続発性気管支炎の罹患について知ったうえで、肺炎の治療に当たっていることから、じん肺症の

治療も同時に行われていたと見るべきという意見を伝えました。

今年7月5日付けの審査請求決定書を見ると、審査官が意見を求めた地方労災医員が、「通常、肺炎の治療には抗生剤の投与が一般的であり、去痰剤を処方したのは、肺炎に対する直接的な処方というよりは、間接的な処方、つまり、肺炎を悪化させないため、続発性気管支炎の症状を緩和するためのものであると考えられる」と述べたことが記述されており、続いて、審査官の「すなわち、羽島市民病院 A 医師の、去痰剤処方はいん肺及び続発性気管支炎等の治療のためではなく、肺炎治療のためであるという意見は、去痰剤を処方するといったじん肺及び続発性気管支炎等に対する処置が、結果的に肺炎に対する治療となり得るといった見解を示したものである当審査官は考える」という審査官意見が記述されていました。

審査官の結論は、請求人の渡邊さんは、入院前及び退院後において、じん肺及び続発性気管支炎等の療養が必要な状態であり、他傷病で入院中であった令和3年7月1日から同年8月24日までの間についても、去痰剤の処方状況から、療養が必要な状態であって、療養は継続していたと認められるものであるから、当該入院期間においてもじん肺及び続発性気管支炎等の療養のため労働ができなかったものと認めて差し支えないと判断するというものでした。

【（図 1） 渡邊さんの休業補償給付で不支給になった期間（下記図の太字部分）】



★職場のメンタルヘルス・ハラスメントほっとライン



10月10日と11日、10日の世界メンタルヘルスデーにあわせて職場のメンタルヘルス・ハラスメントほっとラインを労職研事務所で実施しました。このほっとラインは、労職研も参加している全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・パワーハラスメント対策局が主催し、コミュニティーユニオン全国ネットワークの協力を得て、9日から12日にかけて北海道、東京、山梨、神奈川、名古屋、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡で行われました。

労職研でのほっとラインには、事務局の成田の他、名古屋ふれあいユニオンの鶴丸さん、男性の鈴木さん、浅野さん、女性の鈴木さんや名古屋シティユニオンの竹久さん、愛知健康センターの高垣さんが参加し、相談者からの電話に応じました。

労職研では、ほっとラインの2日間で11件の相談があり、内容は、小学校教員の女性から仕事を減らしてもらおうよう校長に頼んでも校長が応じてくれず、逆に厳しい態度を取られたことから適応障害を発症してしまったとか、上司の看護師からの継続的な人格を否定するような叱責が原因でうつ病を発症してしまった看護師さんなどから相談がありました。

今後もユニオンと合同で行うメンタルヘルス・ハラスメントほっとラインを定期的に関催していこうと考えています。

10/10(月) TV愛知より取材を受けニュースで放送されました



(事務局 成田 博厚)

嘉門達夫さんがMASSAへ来店

名古屋でのライブの二次会にて嘉門達夫さんとともにMASSAで打ち上げを。ライブの後も、ファン一人一人とじっくり会話をしてくれるとても、ファン想いの方でした。



(左：森亮太、右：嘉門達夫さん)



(労職研代表 森 亮太)

事務局新任挨拶

はじめまして、中嶋里美と申します。

9月5日より、名古屋労災職業病研究会の事務局員に就かせて頂いております。

半年程前に、知人の職業病の相談で名古屋労災職業病研究会を訪ねたのがきっかけとなりお声を掛けて頂きました。団体の創設経緯、創設者である杉浦裕先生、現代表の森亮太先生のご活動に感銘を受け、また相談員の成田さんに相談に乗って頂いた際、豊富な知識と知見で親身に対応して頂き感嘆し、『ぜひ私も、学び、弱い立場の方に貢献できるようになりたい!』と志願いたしました。

まだまだ未熟者ですが、どうぞ宜しくお願い致します。

ご指導・ご鞭撻の程、お願い致します!



(事務局 中嶋 里美)

労職研の活動

8月				
	5日	名古屋労職研事務局会議	9日	メンタルヘルス・ハラスメント対策局例会 ZOOM 会議
	26日	名古屋労職研事務局会議		

9月				
	6日	厚生労働省交渉	9日	名古屋労職研事務局会議
	15日	児玉晃一弁護士 ZOOM 勉強会「入管法の政府改正案を見直す」	30日	名古屋労職研事務局会議

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923
加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太
名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4階
Tel./Fax.052-837-7420
e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp
<http://nagoya-rosai.com/>